

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府 省 庁 名 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国立大学等法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>公益法人等に評価性資産（土地など）の寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認手続が必要である。国立大学法人や国立研究開発法人等に対する評価性資産寄附について、承認の要件を緩和する等の特例を設け、寄附の一層の促進を図る。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>国立大学法人等に評価性資産の寄附を行った際に、寄附された資産等が公益目的事業に用いられることが担保されている場合には、みなし譲渡所得税を非課税とするよう国税庁長官の承認要件の緩和等の特例を設ける。</p>	
関係条文	租税特別措置法第40条	
減収見込額	[初年度] () [平年度] () [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>わが国のGDP600兆円経済の実現に向けて、科学技術イノベーションの重要性が一層高まっている。イノベーションの推進のためには、そのエンジンとなる国立大学法人等の経営基盤を強化することが不可欠であり、国立大学法人等は政府からの運営費交付金等の公的資金のみならず、積極的に外部資金が得られるように努めることにより「運営」から「経営」への脱却が求められる。国としても国立大学法人等による外部資金獲得に向けた取組みを促進する方策を検討すべきであり、寄附文化の醸成など法人の自助努力を前提に、外部からの寄附を獲得しやすい制度を措置することとする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>政府の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）と経済財政諮問会議の合同専門調査会「経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会」が取りまとめた「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」において、大学等へ評価性資産を寄附しやすい制度への見直しや、寄附拡大に向けた寄附文化の醸成、税制を含む関連制度の在り方等について検討すべきとされた。</p> <p>さらに、CSTIにおいてCSTI有識者議員から、国立大学への個人寄附が伸び悩んでいることや、今後、遺贈寄附の増加が予想されることなどを念頭に、現在のみなし譲渡所得税を非課税とする特例を活用しにくい事例も踏まえた上で、国立大学が自助努力を前提に、評価性資産を寄附する際のみなし譲渡所得税の非課税要件の緩和に向けた提言がなされた。</p> <p>これらを踏まえ、国立大学法人等が経営基盤強化の一環としてさらなる外部資金の獲得を目指すために、国立大学法人等における寄附金収入の増加を促進する一層の制度的方策を講じることが必要である。</p> <p>現在、国立大学法人等への評価性資産寄附に関しては「寄附した財産が、その寄附日から2年以内に寄附を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供されること」を国税庁長官が承認することが、みなし譲渡所得税の非課税要件となっているが、この要件を満たすために、国立大学法人等内での手続きに時間がかかることから、その間に寄附者より寄附の提案を取り下げられるケースがあり、評価性資産寄附が増えていかないとの指摘がある。</p> <p>そこで、国立大学法人等に対する評価性資産寄附を促進するため、寄附された資産等が公益を目的とする国立大学法人等の事業に用いられることが担保される場合には、当該承認要件の緩和等の特例を認めることが必要である。</p>	

なお、学校法人においては、法人の会計基準において公共の用に供することを担保するなどにより、承認要件が緩和される非課税措置の特例がすでに措置済みである。(平成15年度税制改正により文部科学大臣所轄の学校法人について、平成29年度税制改正により都道府県知事所轄学校法人について実現)

本要望に
対応する
縮減案

—

ページ

7 — 2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2017 ～人材への投資を通じた生産性向上～ <平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定> 第 3 章 経済・財政一体改革の進捗・推進 3. 主要分野ごとの改革の取組 (4) 文教・科学技術</p> <p>(略) また、国立大学に対する評価性資産の寄附の促進策の検討に取り組む。</p> <p>○未来投資戦略 2017 —Society 5.0 の実現に向けた改革— <平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定> 第 2 具体的施策 I Society 5.0 として目指すべき戦略分野 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2) 新たに講ずべき具体的施策 iii) 大学等の投資受入れ・自己資金獲得促進</p> <p>・(略) 大学等への土地・株式の寄附を活発化するため、受入れ実態の把握等の結果を受けて、本年度中に具体的な方策や制度の在り方を検討する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略 2017 <平成 29 年 6 月 2 日 閣議決定> 第 4 章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 (3) 資金改革の強化 [B] 重きを置くべき課題 ②外部資金獲得の強化による資金源の多様化</p> <p>(略) 国は、土地などの評価性資産の寄附拡大と寄附により得られた資産の有効活用に向けて、国立大学等との検討を加速し、現行制度の運用で対応可能なものは事例集等を通じて周知を図ることも必要である。その際に、国立大学等が法人化されたことで国とは異なる主体となっていることを前提としつつも、国立大学等が国民の期待と負託に応えるという法人化前と同様の責務を引き続き有していることを考慮して、国立大学等への評価性資産の寄附が拡大しない要因について分析を行うことが制度等の見直しを検討する上で重要である。</p> <p>[C] 重きを置くべき取組 ②外部資金獲得の強化による資金源の多様化</p> <p>・(略) 国立大学の経営基盤の強化に必要な外部資金獲得のための主要ツールである寄附が拡大するよう株式や土地等の評価性資産の寄附が国立大学へ円滑に行われるための方策及び実施する方策の内容が成果にどのように結びついたかを定量的に検証できる仕組みについて検討する。特に、国立大学への評価性資産の寄附が拡大しない要因や直接要件の緩和がもたらすメリットとデメリットをエビデンスに基づいて分析する。</p>
ページ	7 — 3	

	政策の達成目標	国立大学法人等に対する評価性資産寄附を促進し、国立大学法人等の経営基盤の強化及び国立大学法人等における教育研究活動の活性化を図り、科学技術イノベーションに貢献する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	国立大学法人 86法人 大学共同利用機関法人 4法人 公立大学法人 70法人 独立行政法人国立高等専門学校機構 1法人 国立研究開発法人（文部科学省所管） 8法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	今後、遺贈等による評価性資産寄附の増加が見込まれる中、本特例の措置により評価性資産を寄附しやすい仕組みが構築されることによって、国立大学法人等の評価性資産寄附のより積極的な受入が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【所得税】 ・国立大学法人等への個人からの寄附金は、指定寄附金として所得控除（寄附金控除）（所得税法第78条） ・国立大学法人、公立大学法人、国立高等専門学校機構が行う修学支援事業に対する個人からの寄附金は所得控除、又は、税額控除のいずれか有利な方を選択することができる（租税特別措置法41条の18の3） 【法人税】 ・国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、国立高等専門学校機構への法人からの寄附金は、指定寄附金として全額損金算入（法人税法第37条） ・国立研究開発法人への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可能（法人税法第37条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	（平成29年度予算） ・国立大学法人運営費交付金等：10,970億円 ・（独）国立高等専門学校機構運営費交付金：623億円 ・国立研究開発法人運営費交付金（文部科学省所管）：4,689億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国による予算上の措置や公的支援は法人を直接支援するもの、また、寄附税制は法人に対し寄附を行う国民に税制優遇を行うものとして異なる役割を担うものであり、両者あいまって、国立大学法人等の健全な経営と安定した教育研究の提供に資するものとして重要な役割を果たしている。
	要望の措置の妥当性	国立大学法人等は、我が国の高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展や研究開発力の最大化等を目的としており、その行う事務及び事業が「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要」とされている。また、その実施する業務も全て法律により定められており、高い公共性を有するものである。 一方、国立大学法人等に対して評価性資産寄附を行おうとする際には2年以内に必ず公益目的事業の用に直接供さなければ寄附者が課税対象となるため、国立大学法人が寄附の受入れに慎重にならざるを得ない状況が生じている。 学校法人と同様に、一定の要件を満たす場合にこの要件を緩和することにより、各国立大学法人等の寄附の確保・増加に向けた自主努力を支援することになり、国立大学法人等の目的実現に資するものである。
	ページ	7 — 4

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—